

平成 25 年度第 1 回 静岡市障害者自立支援協議会 会議録

1 日 時 平成 25 年 7 月 12 日（金） 午後 3 時 30 分から午後 5 時 55 分まで

2 会 場 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市役所本館 3 階 第 3 委員会室

3 出席者

委 員 江原勝幸委員/会長、鈴木真知子委員、畠山直史委員、望月晃次委員、長谷川浩志委員、浅野一恵委員、檜垣智郎委員、青野全宏委員、荒田真理子委員、大川紀美子委員、中村文久委員、佐野可代子委員、森坂仁美委員、西尾陽子委員

事務局 沢滝福祉部長、畑保健衛生部長、松永障害者福祉課長、原田精神保健福祉課長、杉山保健所清水支所長、小村葵福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、杉山駿河福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、内藤清水福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長

相談支援事業所

静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、アグネス静岡、静岡市支援センターなごやか、サポートセンターコンパス北斗、静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」、静岡ピアサポートセンター、地域生活支援センターおさだ、清水障害者サポートセンターそら、障害者相談支援センターわだつみ、はーとぼる

4 傍 聴 者 一般傍聴者 1 人
報道機関 0 社

5 報告事項 (1) 第 3 期障がい福祉計画の進捗状況について

6 議 題 (1) 障害者等相談支援事業の現状と平成 25 年度の取組みについて
(2) 地域課題について
(3) 障害者虐待防止対策支援事業について

7 会議内容

(1) 開 会

(2) 委嘱状伝達

【沢滝福祉部長より各委員に委嘱状を交付】

(3) 福祉部長挨拶

○沢滝福祉部長 静岡市保健福祉局福祉部長の沢滝でございます。

平成 25 年度第 1 回 静岡市障害者自立支援協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、またお暑い中、本日の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、この度は、静岡市障害者自立支援協議会委員をお引き受けいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、委員の皆様もご承知のとおり、障がい福祉を取り巻く情勢はここ数年著しく変化をしてきております。

昨年 4 月の法改正により、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置やすべての障害福祉サービス等を利用する方に「サービス等利用計画」の作成が定められ、相談支援の充実とともに、より適切なサービスの組み合わせによる支援の提案等が受けられるようになりました。さらに 10 月には障がい者の虐待の予防と早期発見、養護者の支援を講ずるため「障害者虐待防止法」が施行されました。

そして本年 4 月、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改められ、文字どおり障がい者の日常生活・社会生活の支援が共生社会実現の基本理念として掲げられております。

本協議会は、「障害者総合支援法」に基づき、地域の障がい福祉関係者の連携を深め、障がいのある方々の支援体制についての協議を行い、地域課題の解決を図ることを目的に設置しているものでございます。法の理念と相まってますますその役割は重要となっております。

本日、お集まりの委員の皆様は、それぞれの分野の第一線で活躍されていらっしゃる方々でございます。ぜひ、そのご経験を元に専門的な立場から活発なご意見をいただけますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【司会より事務局の紹介】

(4) 会長等の選出

【会 長 江原勝幸委員を選出】

【副会長 佐野可代子委員を選出】

(5) 会議公開・非公開の了承

○江原会長 議事に入る前に、本日の会議の公開についてお諮りします。

お手元の次第をご覧ください。

本日のご審議いただく案件のうち、報告事項「(1) 第3期障がい福祉計画の進捗状況について」、議題「(1) 障害者等相談支援事業の現状と平成25年度の取組みについて」「(2) 地域課題について」については、非公開とする内容はありませんので、公開して協議したいと思いますが、「(3) 障害者虐待防止対策支援事業について」については、静岡市情報公開条例第7条第1項第1号に規定される個人情報が含まれていますので、非公開としたいと思います。

会議終了後に作成する会議録につきましても同様に、当該部分は非公開としたいと思います。ご異議ありませんか。

【異議なしであることを確認】

○江原会長 ありがとうございました。

それでは、報告事項及び議題(1)、(2)については公開し、議題(3)については、非公開といたします。

傍聴される方に申し上げます。本日の会議は途中より非公開の議事となりますので、指示がありましたら、速やかにご退室するようお願いします。

報道機関の皆様も同様でありますので、よろしく申し上げます。

(6) 報告事項「第3期障がい福祉計画の進捗状況について」

○江原会長 それでは、まず「第3期障害者福祉計画の進捗状況について」、ご報告願います。

【蛸名障害者福祉課統括主幹より説明・別紙資料のとおり】

○江原会長 ただいまの報告に対して、何か質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

○中村委員 5ページ、指定計画相談支援であります、相談支援専門員の不足と事業所数が15か所ということで、市としては事業所を増やす動きをしているということでもあります。相談支援専門員の養成は県で行ってますが、相談支援専門員の増員、事業所の拡充について市としての具体的な対策について伺いたい。

○松田障害者福祉課参事 計画相談支援の数値は計画どおりなかなか伸びてこない。これは静岡市だけの状況ではなく、全国的な状況です。静岡市として現在16事業所あり、あといくつか新しくやりたいというご相談を受けている事業所もあります。私どもとしては、事業所に対しまして、できるだけ計画相談の指定をとっていただきたいということを機会を見てお話しさせていただきたい。

相談支援専門員の研修は、県の事業であります、県と話をする機会がありました。26年度の計画相談支援専門員の研修については、なるべく研修修了者を増やすということで計画されているようです。現時点では、静岡市として別の研修をする体制はなく、まず県の研修に積極的に参加していただき、既に資格を持っている方々が相当数いらっしゃると思うので、計画相談の業務にご協力をいただきたいと思っています。利用者さん、事業者さんについても計画相談の周知が十分いけないというもあると思いますので、その件についても引き続き周知を図っていきたい。

○佐野委員 2014年4月から保護施設、刑務所施設関係も新たに地域移行の相談に入ってきます。それに対応する計画相談として、現存の事業者さんでどうなのか、今後の課題として検討していく必要があると思います。

○望月委員 平成27年4月までに全員計画相談をやらなければいけないと思いますが、静岡市の中で支給決定を受けている方たちが、今4,000人ほどいらっしゃって、現在199名の方が計画相談を利用されています。残りの方々をどのような形で計画相談を利用していただくようにしていくか。また、相談支援員養成に関しては県にお願いをするということですが、静岡市として事業所を増やしていくという中でどのような対策をしていくのか伺いたい。

○松田障害者福祉課参事 受け皿として事業所を増やしていかなければいけない。静岡市は24年10月からスタートしましたが、事業所の数は現在少ないけれども、それなりには増えてきています。月ごとの数についても現在7月時点で255人ということで、少ないけれども伸びてきている状況であります。このままでは26年度中にすべての方をとすることは難しいというのは事実であります。市としては、すべての方に対して支給決定する際にサービス等利用計画をつくっていただきたいと依頼しています。経過措置がありますので、

実際、計画相談が上がってこなくても支給決定できます。利用者さん、事業者さんが理解をしていただきまして、本人のために計画相談をつくっていくという考え方を定着させていくということが必要です。各生活支援課の申請窓口でもチラシを使って周知をしていきたいと思っています。事業所については、主な市内の入所系、通所系事業所についてはすべてではないけれども、計画相談に取り組んでいただいています。さらに居宅系の部分についても引き続き事業者働きかけていきたい。相談支援専門員の研修については、県の地域生活支援事業に法的に位置付けられています。静岡市独自の考えで研修を実施することは現在できない状況であります。26年度末というタイムリミットには間に合わないかもしれませんが、委譲するかどうかということも含めて県と協議を始めているところです。

○鈴木委員 私どもも計画相談をやっています。現在 199 名しかできていないということではありますが、私どもはかなりやっている方だと思っています。計画書を立てて提出するまでが時間がかかり、1件やるのに1人8時間でできるということではありません。国で進めているのは1月40件ですが、1人でやるには10件から15件が限度だと思っています。行政側も受給者証が来るまで遅いです。受給者証が来てから、計画案から計画書をつくって提出するということになる1か月では無理です。行政の受付についてももう少し対応が早くできるようになればいいと思います。審査会についても、1か月1回、それが遅れる原因にもなっています。たくさんになってしまったら、受付を切ってしまうと来月に回されてしまい、遅くなってしまうという問題点があるので、それも考えていただければと思います。

○望月委員 放課後支援連絡会の中で計画相談について話し合いをしました。事業所の人たちと話をすることで事業所の人たちが計画相談の存在自体を知らない。利用されている保護者の方々も「計画相談で何？」と言われている。知ってる事業所に話をすると「それ何？」と言われる。「窓口でそういう話ありましたか」と聞くと「言われているかもしれないけれども、わからない」という話がされている。口頭で言うのはなかなか難しいため、チラシをつくっていただき、説明をして理解していただくということをしていかなければいけないと思っています。事業者の中にも、計画相談がわかっていない事業者もいますので、その辺はネットワークとか事業所の集まりの中で周知をしていただく。計画相談に参入してください、平成27年4月から困るという話をしていただいて、事業所数と人をふやしていくという努力を行政で考えた方がいいと思います。「やってください、やってください」と言ったところで、手が出せないところもあります。行政の方々が協働でやりましょうという話をする必要もあると思います。

○江原会長 チラシをつくって、周知をというお話もありましたので、この辺はやってい

くということによろしいでしょうか。

○**松田障害者福祉課参事** チラシは現在も申請窓口に置いてあり、その内容も随時修正しています。周知をさらに徹底していきたいと考えています。

○**望月委員** 1ページ、地域生活移行者数であります。入所施設にいた方が地域へ帰るという目標数値だと思いますが、在宅に移行されている方が24年度は多い。入所施設にいるということは、在宅で生活することが難しい人たちであります。在宅で生活するようになるということは難しいことだと思います。後追い調査を静岡市ではされているのか。入所施設から地域へ移行するに当たって、有効期限が過ぎるので、静岡市外の施設にいる方が静岡市内へ戻ってくる。ケアホームの空きがあるか相談支援員の方から相談があったりする。この方が在宅で、ケアホームで生活ができるのか、有効期限を決められて入所施設にいる方が帰ってくるという段階できちんとケース会議が開かれているのかどうか。地域へ移行するという事について、きちんとやられているのかどうか教えていただきたい。

○**松田障害者福祉課参事** 施設入所の方が、地域移行する場合には在宅生活でどのようなサービスを利用するか調整を行う必要があります。調整が困難な場合には、入所施設で相談支援事業所、福祉事務所生活支援課に協力を依頼した上で関係機関によるケース会議を開催しています。地域移行に関わる相談支援事業所については複数のサービスをコーディネートする必要がありますので、特定指定相談支援事業所が好ましいと考えている。地域移行に当たっては、福祉サービスだけではなく、住居の手当、調整も必要な場合もありますので、一般相談支援事業所が提供する地域移行支援も利用する必要があります。後追いの調査については、その方が施設から出られて、在宅の障害福祉サービスを使われている方であれば、サービスの更新時期に状況を把握することが可能ですが、サービスを利用されていなくて、在宅へ戻られたケースについては、市の方で後追いをするという事はありません。

○**江原会長** 他に質問等はありませんか。

(7) 議題「(1) 障害者等相談支援事業の現状と平成25年度の取組みについて」

○**江原会長** それでは、続きまして議題に入りたいと思います。

「障害者等相談支援事業の現状と平成25年度の取組み」につきまして、報告をいただきたいと思ひます。

事務局から報告をお願いします。

【障害者福祉課 海野統括主幹より説明・別紙資料のとおり】

○**江原会長** ただいまの報告に対し、何か質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

○**青野委員** 相談支援事業所には、特定相談事業所と委託相談支援事業所があり、その連携が図られているということが書いてありました。特定相談の事業所は障害福祉サービスをつけなければ収入にならない特別な事情があります。委託相談事業所は委託されたお金があります。そのような中でどのような形で相談を受けていくか。特定相談事業所がサービスにならない、収入にならない相談を受けていくということは、どのようなことかとおわかりだと思いますが、こういう場合、ともするとサービスを無理やりつけてしまうということになりかねません。委託相談との関係性について、市としてはどのような形で進めていくのが一番いいと考えているのか、教えていただきたい。

○**松永障害者福祉課長** 委託による相談事業は、一般の相談事業と非常に類似の業務だと思っています。相談支援事業の成り立ちとして、委託相談事業所の方が人員の数、経験があり、現状では委託相談事業は、高齢者でいえば地域包括センター的な役割を担うというイメージです。サービス等利用計画が26年度末までに100%いくのか、作成率について危惧をされているところであります。現在は、委託相談支援事業所に特定のサービス等利用計画をつくる場合には、人員を確保してやっていただいているが、他の政令市を見ると委託相談事業者でも件数を限定する中でサービス等利用計画を作成することを認めているところもあります。サービス等利用計画がどの程度伸びていくか不明ですが、委託相談事業所も場合によっては特定相談支援事業所のようにサービス等利用計画を作っていくということも考えていかなければならないと思っています。今後、推移を見守る中で検討していきたい。

○**青野委員** 件数をこなすという意味ではそういうことも必要だと思いますけれども、委託相談というのは本当に小さな相談、その人の生活相談から、いろいろな部分のオールマイティの相談です。実際問題、利用者さんがそこまで選んで相談事業所に来ているかといえば、そうではない気がします。そういう意味では、特定相談事業所は非常に責務が大きいです。なかなか、なり手が無い。件数が増えていかない。一つのことにこまごまと関わっていると時間をとられてしまう。1月に1人100件くらい持たなければ事業として運営されていかない。とてもじゃないけれども、親身に相談にのっていけない。実際にどうやって相談にのっていくのかということを明確にしていかなければ、特定相談の事業所は怖いし、できない。これ以上広がっていかないと思います。市の相談の役割をもう少しはっきり作っていくべきだと思います。

○松永障害者福祉課長 おっしゃられたことはそのとおりであります。介護保険の場合は、ケアプランがあって、それに基づいて給付をされます。国保連合会でケアプランと突合し、合っていて初めて支給されます。障害施策の場合は、計画は計画、給付は給付で、ばらばらで動いているので、普及しない一面はあるかと思えます。介護の場合は、ケアプランをつくった場合、1件当たり1万2、3千円くらい、障害の場合は最初は1万6千円、モニタリング、半年に1回、1万3千円、年間2万9千円の給付費であり、バランスもあると思えます。政令市と東京都含めた21大都市で、全国で同じような検討をしまして、国の方には給付の見直しの要望を出しているところでもありますけれども、本来は一般と特定と分けなくてすべて事業所の中で介護保険のように計画をつくっていけるような形になっていくのいいと思っています。

○中村委員 資料1-3の1ページ、利用者満足度77%ということ結果が出たということですが、調査内容と77%の数字の評価に対する市の評価について伺いたい。

○海野障害者福祉課統括主幹 平成24年度に初めて利用者評価を実施しました。この相談支援事業所を今後も利用したいと思いましたがという設問に対し、ぜひ利用したいと答えた方61%、機会があれば利用したいと答えた方16%、合計77%という結果が出ています。このアンケートについては、期間が短く、アンケート答えていただいた方の人数は少なかったと思っていますが、これについては平成25年度は改善したいと思っています。また、概ねこのような結果が出たことに関しましては、こちらとしては了解をしています。

○松永障害者福祉課長 在宅関係の利用者評価をいただいたのは初めてです。入所系施設、指定管理施設に関して、評価を施設でやっていますが、大体8割くらいは満足という答えが出ていますので、施設としては違うけれども、70、80というのは想像していた数字です。これに満足することなく、今後利用者評価と事業者評価を比較する中で、強い点、弱い点を事業者側でしっかり自己分析した中で、この協議会で委員の皆様のご意見をいただきまして、80、90%に高めていただくように取り組んでいきたいと思っています。

○鈴木委員 期間は、本当に短かったと思います。内容については、障害別でないで本当の評価は答えられません。知的障害の方にとっては、難し過ぎて、何を書いているかわからないという部分がありました。前回もそのお話しをさせていただいたので、内容についてはもう少し検討していただき、期間を長めにさせていただきたい。本当に一部の方しか参加できなかった。評価のちょっと前にやってみようかという感じでやった印象がありますので、本年度はもう少し計画を立ててやっていただきたい。

○松永障害者福祉課長 24年度は期間としては1か月間実施しました。内容的については、

利用者の方が答えるのに抵抗感がないよう、相談事業所に鍵がかかるボックスを置いて、そこに来た方に答えていただくような形式をとりましたが、実際には相談事業所の方がお宅に訪問して相談を受けるというケースもあるということで、25年度については期間を3か月程度に伸ばし、来ていただいた方にはアンケートをお願いするけれども、訪問の方々についてもアンケートに答えていただけるような形で広げ、アンケートに答えていただく方の数を今より多くするような形で取り組んでいきたいと思っています。

○望月委員 資料1-2、協議体系について、専門部会の位置づけが連絡調整会議の中に入っているような形になっています。自立支援協議会の中につくるというお話であったので、説明をしていただきたいと思います。

部会について、連絡調整会議の中で困難ケースが出てきているので、部会がもう少し必要だと思っています。今後、部会をどういうふうな形でつくっていくか伺いたい。私が必要だと感じているのは児童の部会、暮らす場所についての部会ですが、その辺について説明していただきたい。

資料1-3の評価について、前回、自立支援協議会でお話しをさせていただいたけれども、部会員に自立支援協議会の委員が1人もいません。これでいいのか説明をしていただきたい。

委託の相談支援事業について、一度委託に出し始めら、このままずっと継続していくのはいかがか。何年かに一回は委託を考え直すということもしたらどうか。委託の相談支援をやりたいという事業所もあると思います。委託の方法をもう少し考えて5年に1回、全部総替えという方向も必要かと思っています。名古屋市は何年かに一回、相談支援事業所を変えています、その辺についてお考えを伺いたい。

○海野障害者福祉課統括主幹 体系図については、先ほどに説明したように要綱に基づいた正式な部会で、自立支援協議会の部会ということで相談支援評価部会、地域生活支援部会を考えています。地域生活支援部会から全体会議へも報告をするということで、こういう図になっていますけれども、自立支援協議会の専門部会ということでご理解いただきたいと思っています。

25年度は移動支援についてのプロジェクトチームにさせていただいたけれども、ほかに地域で上がってきた課題について、さらにほかのプロジェクトチームをつくるということも考えられると思います。地域生活支援部会を活用していろいろ検討ができるものと考えています。

評価の話ですが、個別評価という形で評価部会員には入っていただき、さらに全体の評価については自立支援協議会委員の皆様に評価、講評をしていただくという形で参加していただきたいと考えています。それが第三者評価という形になると考えています。

委託相談支援事業所にはほかの事業所も入れて考えたらどうかというご質問ですが、平成

25 年度委託に当たって、できる事業所を調べさせていただきました。各区について障害別に相談支援専門員、支援員さんを要しているところの調べさせていただいたところ、その区にはその事業所しかないという結果が出たので、本年度については、単独でやらせていただきましたが、実際にできる事業所が増えてくれれば今後検討したいと思います。

○佐野委員 資料 1-1 の 10 ページ、障害者相談員の数ですが、身体、知的、精神で大きく幅があり過ぎないか。基幹相談支援センターに寄せられる相談を見ますと、知的障害者の複雑困難なケースが多いが、窓口になる相談員の人数が知的は少ない。身体相談員は 73 人ですが、これは適正に決められているのか。どういうふうにして決められているのですか。

今回法律の規定の変更があって、自立支援協議会も名称変更を行わなければいけないということで、自由に地域でつけられるように協議会となっていますが、静岡市の場合は名称についてどうしていくのか。

専門部会について、私も同様のことを思っています。望月委員もおっしゃったけれども、それにプラスして、就労支援の部会、当事者の部会も必要ではないかと考えていますので、検討していただきたい。

移動支援プロジェクトチームの中で検討するテーマとして「通学における移動支援」とはっきりと明記されています。学校を卒業した人たちも同じような課題を抱えながら卒業するので、福祉的就労の通所についてもはっきり明記していただきたいと思います。

もうひとつは、提案です。相談支援事業所の計画相談が伸びないとか、できないとか出ているが、できないことを課題にして検討するのではなくて、どうしたらいいのか考えるべきであります。なかなかアイデアとして浮かばないのが現実ですが、事業者間の情報、たとえば施設系の空所がどうなっているのか、一般利用者に対する情報提供について検討することはできないか。同じような業種の方がネット上でどこかがまとめる、その方々は労力的にも経費的にもかかるかもしれないけれども、その課題は置いておいて、事業の手間を簡素化するというのも事業者同士で考える方法もあるのではないかと。協議会から提案するというのもあるかと思いますが皆さん、いかがでしょうか。

○海野障害者福祉課統括主幹 自立支援協議会の名称については、法律の改正があって、自治体で名称については考えていいということではありますが、静岡市としてはこのまま自立支援協議会という形でいきたいと考えています。

専門部会については、就労部会とか、いろいろな部会を設けたらというようなお話が出ていますが、それに関わる労力を考え、優先順位をつけて順番にやっていきたいと考えています。今回はプロジェクトチームで移動支援、決着がつけば次にと考えています。なぜ、通学における移動支援がテーマになっているかといいますと、23 年度から地域課題として通学における移動支援について検討してきた経緯があった。長年の懸案事項について検討

していきたいということでもあります。

○**松永障害者福祉課長** 通学の問題をなぜ取り上げたかということではありますが、専門部会の中で検討する内容は、市全体の課題として出てきたものをプロジェクトチームの中で検討していこうという位置づけになっています。資料1-2は連絡調整会議全体会の下に位置付けられていますけれども、協議会と連絡調整会議全体会議の間において両方に矢印すればよかったと思っていますので、そういった認識にしていきたい。

身体相談員と知的相談員のバランスですが、個別相談件数については、時間のかかるもの、かからないもの、それぞれあると思います。相談員の人数のバランスについては、身体、知的、それぞれ手帳所持者の割合をベースに考えられているということでご理解いただきたい。

情報の提供について考えられないかということですが、情報の共有化ということは大事だと思います。それを行政がやることなのか、身体、知的、精神3障害の相談に対応する団体である障害者協会で行っていただく方がいいのか含めて、検討させていただきたいと思っています。

○**佐野委員** 相談員の人数の決め方は、安易過ぎるのではないですか。当事者団体同士でも、お互いの理解を深めるための話し合いが必要かと思います。これについては、またアイデアをいただきたい。

○**望月委員** 専門部会について、労力がというお話がありましたけれども、静岡市障害者福祉課の担当者にかかる労力なのか、相談支援事業所の労力なのかと考えると、恐らく市の労力というふうに聞こえてしまう。前から思っていますが、行政の方はすべて私たちがやらないと進まないというふうに思われている節があるのではないかと。連絡調整会議の区ごとの会議の中でも、全体会議の中でもいろいろ問題、課題が出てきています。そちらの人たちを信用していただいて、その中で自然発生的に出てきたものを部会として取り扱って、市に報告をしたことについて検討していくという形がつかれないか。一から十まで行政が関わっていないとやっていけないという傾向がある。その辺は私たちや連絡調整会議の相談員を信用してやっていただくという方向でいいじゃないか。連絡調整会議に関わる相談員の方々はどう思っているのか。プロジェクトチームも移動支援に関しては始まって、私も会議に参加している。行政が関わって来ると、どんどんやっていきたいと思います。9時から5時の中でやらなければならないと。相談機関の方々も手弁当でやってもいいという方もいるので、夜間とか業務外のところでみんなで話し合っ、こんな課題が静岡市で出ますよという報告を受けて、行政の皆さんが考えていただくという方向ができないか、その辺はどうでしょうか。

○**畠山委員** 専門部会の話ですが、実際にそういう会議がないわけではありません。重心の施策も有志が集まって行政の方も入っていただいて、夜間やっている会議もあるし、昨年度、駿河区で行った連絡調整会議では、そのときのニーズに合わせて、緊急時に使えないサービスについて、入所施設、グループホーム、居宅事業さんと呼んで、今の課題を共有しようということで掘り下げたことがあります。今、望月さんが言われている提案も一つではないかと私も思っています。

○**江原会長** すべて行政の方が関わると労力もかかるので、連絡調整会議等の中で進めていくというご提案です。これに関してすぐ答えが出てこない部分もあると思いますので、ご検討いただくということによろしいですか。

○**松永障害者福祉課長** ご意見ありがとうございます。

先ほど、いろいろ時間の制約がと申し上げたのは、専門部会を設けるに当たって、別に設けるかどうかという議論の中で、相談事業所の方々は、連絡調整会議から全体会議まで構成員になっています。相談支援事業者の方々は、本来、相談支援事業の業務に関わり、こういう会議に出ることによって相談支援事業に時間が割かれては困るというような声も聞きましたので、自立支援協議会4構造を整理して3つにまとめさせていただきました。全体会議は3区が集まったもので、その下が行政区ごとに開かれる会議、さらに下にケア会議があって、そこでいろいろ議論した困難事例について、解決が難しいものを区単位で考える。区単位で考えられないものについては、全体会議に上げていきたいと思いますという構造になっています。ケース会議は事業者自身でできますが、区単位の中では、関係する事業者さんが連携をとって会議を持っていただき、区で考えるもの、全体会議の中で考えるものとフィードバックしてもらえばいいと思います。体制はこういう形になっていても、相談支援事業所さんの取り組みの中でできるのではないのでしょうか。

○**望月委員** 区ごとでというお話がありましたが、区に決定権はありません。静岡市全体で決めていく形になっている。区で問題になっていることも、最終的には静岡市全体の問題です。区ごとでお金が出る、いろいろなサービスがつくれるということであれば、東京都のように杉並区なら杉並区がいろいろな決定権を持っているということだったらそれでいいかもしれませんが、静岡市は駿河区、清水区、葵区の単独でいろいろなことを決定する権限はどこにもない。区で上がってきている問題については、静岡市全体で最終的に考えていかなければいけないと思っています。

○**松永障害者福祉課長** 各事業所単独で解決できないものについては、区の中で何とかできるのではないかと、区でできないものは全体会議に上げようということですが。ある区にはこういう課題があり、解決できないので全体で考えようということで、決定権

のある無しは関係ありません。どういう課題があるかということが一番基礎の段階の事業者自身で把握したものについて、どう解決しようという努力しているか、努力しても解決できないものについては、今度は区の中にあるほかの事業者に相談する中でできないか。そこでもできない場合には、3区で集まったらどうかということが、3層構造になっている意味だと思います。事業や施策に結び付け、市が予算化するということで関わる必要はありますが、課題として上げることに市が関わらなければいけないということはない。

○佐野委員 今、課長がおっしゃったことはやられているわけです。3区共通の課題、課題の中でも困難を極める、専門性を有することなので専門部会を設けるということです。その権限が決まったところでも行政の都合が入ってくるので、なかなか開けない、進めない。それを自由にやらせてくださいということだと思います。実施することはOK、でもそこで決まったことがそんなに重視されないということでは困るので、専門部会のある程度の権限、権限と言ふ言葉はきついかもかもしれませんが、専門部会を重視した位置づけにしていきたいと思います。

○望月委員 各区の連絡調整会議の中で出てきている課題について、専門性があるものについて部会として検討するということが必要だと感じています。部会がつくられない理由というのは、どうも静岡市の行政の担当の方が出席しないと会議が成立しないということではないですか。連絡調整会議や全体会の中で上がってきた課題について検討している部会から、上がってきた報告については信用していただいて、要所要所で報告をし、行政が入って、検討していただくという方向ができないか。一から十まで行政が関わらないとやれないという部会では、プロジェクト会議もそうであるけれども、遅々として進まないと思います。

○松永障害者福祉課長 専門部会がなければならぬという理由が私は理解できません。行政区の連絡調整会議を活用することでできないですか。

○望月委員 各区によって、課題、問題はばらばらに出てきています。駿河区では行動援護の従事者、少ないですよ、どうしたらふえていくのか。でもこれは駿河区だけの問題ではなく、葵区でも、清水区でも、同じような状態が起こっているわけです。清水で課題になっような問題についても、葵区でも、駿河区でも本当は問題として起こっているけれども、目に見えてきていない。連絡調整会議の中だけで細々やっても問題解決にはならない。全体の中で整理をしていく作業が必要である。駿河区代表がこういう問題がありますよという話の中から、部会が自然発生的に出てくる。やってみよう、取り組んでみようということで話し合っ、行政の方に報告して、必要に応じて参加していただくという形はとれないでしょうか。

○松永障害者福祉課長 資料1-2について、区の方で上がったものについて、全体会に矢印しています。区だけで問題があるものについては区でやったけれども、複数の区にまたがるものについては、全体会議に上げていく、その中で専門的な見地が必要なものについては、部会へ下すというイメージでつくってあります。この図のとおりだと思います。

○望月委員 位置づけとしては、連絡調整会議の中の専門部会ではなくて、自立支援協議会の中でという厚生労働省から出されている資料があると思いますけれども、そちらに位置付け対応してほしいということです。

○松永障害者福祉課長 専門部会は、協議会と全体会の両方向にすべきだったという反省がありますので、意識としてはここにありますが、専門部会は自立支援協議会と全体会の間にあるものと思っています。

○江原会長 他に質問等はありませんか。

いろいろご議論ありますけれども、専門部会は優先順位としてつくられているので、ここでの成果を踏まえ、行政はすべてに関わるというやり方ではなくて、もちろん必要なときは行政に入っていただくということで、専門部会の設置について検討をしていきたいと思っています。

(8) 議題「(2) 地域課題について」

○江原会長 それでは次に、各区連絡調整会議等での取組みにおいて確認された、地域課題についてご報告いただきたいと思います。

「計画相談支援・障害児相談支援の拡充について」の協議を行いたいと思います。
よろしくをお願いします。

【障害者相談支援推進センター堀越氏より説明・別紙資料のとおり】

○江原会長 ありがとうございます。

これについて、事務局からご発言をお願いします。

○松田障害者福祉課参事 行政区連絡調整会議の意見の(3)の暫定的な措置としてサービスを利用しながら計画作成ができないかということにつきましては、現状のシステムではサービス等利用計画があつて支給決定するというものでありますので、現状ではできません。

また、ある程度の件数を事業者に振り分けるというお話ですが、利用者がどこの特定相

談を使うかどうかは、利用者の選択というでありますので、行政の方で一律に何件という振り分けは現実的にはできません。

○江原会長 この地域課題について、何か質問、ご意見等はありませんか。

○中村委員 意見です。

先日東京で行われました日本相談支援専門員協会の総会に行ってきました。全国的に見てもこのような計画相談に対する体制の不備の問題は出てきておりまして、平均的には今支給されている方の約数%だそうです、どこの市町も。計画の内容についてもずいぶんばらつきがあります。相談支援専門員の力量というのは、まだまだばらつきがあって、底上げが必要だとかなりいろいろな地域から意見が出ていました。もちろん静岡市もそういうふうになっているのではないかと思います。厳しいところでは、こんな計画ではダメだよと何回も突っ返されると。特定相談支援事業所としてはたまったものではないという声も出ていました。こういったところもこれから課題なのではないかと思っております。解決方法というところでこれから議論する必要があると思えます。

もうひとつは、特定相談支援事業所が一か所くらいしかないのに、相当たくさんプランが出てきている。ほとんどがセルフケアプランになってしまっているということでもあります。市町によってばらつきがあるということで、これからそういうところの底上げ、相談支援専門員の技量のアップをどういうふうに図っていくか、全国的な課題になっていると聞きました。

余り、プラン料が安いということを言っていると、介護保険のケアマネと比べてどうかとよく言われるけれども、仕組みも違うので、あまり言わない方がいいという話をしました。計画の作成については、知的の方だとある程度最初からサービスや考えられるいろいろなプランを盛り込んだ計画にした方が、厚労省の考え方に沿うと。精神の方については、せっかく計画を立ててもすぐに状態が変わってしまうので、状況を見ながら計画を進めていく。障害特性によって計画の立て方も違うのではないかという話が出ていたので参考までにお話しさせていただきました。

○望月委員 計画相談については、先ほどからお話ししているように利用者、保護者、家族、事業者に対する説明が不足していると思えます。また、社会資源の不足があると思っております。計画相談をしても、結局、今使っているサービスのところだけでしか計画を立てられないというところが多く見られる。計画相談を作っていくということは、その方のニーズ、家族のニーズをきちんととらえて、その人が地域で生活していくためにはどのような社会資源が必要なのかということ洗い出し、社会資源と組み合わせていくという方法であるべきはずであるが、今やっている作業は、今使っているサービスを何となく組み合わせ、作っていくという現状があるのではないかと。先ほど説明があったようにきちんと

としたニーズをとらえて、不足しているものをきちんと洗い出すという作業が計画相談には必要になってきています。その積み上げが静岡市には足りない。計画を作っている方たちのスキルもアップしていかなければいけなと個人的には思っています。相談支援員の現任研修を県でやられているので、きちんと参加していただきながら、スキルアップしていく。受けた事業所については、各事業所内でスキルアップしていただく。静岡市として計画相談をやっていく以上は、相談支援員を増やしていく、質を上げていく、社会資源を増やしていくということをやっていかなければならないと思っています。

(9) 議事「(3) 障害者虐待防止対策支援事業について」

○江原会長 それでは、次に「障害者虐待防止対策支援事業について」報告をいただきたいと思いますが、議題に入る前に、傍聴者・報道機関の皆様に申し上げます。

これより先の議事については、静岡市情報公開条例第7条第1項第1号に規定する個人情報を含む内容となりますので、非公開とします。

事務局職員の指示に従いまして、ご退室いただきますようお願いいたします。

【傍聴者退席】

【内容非公開】

○江原会長 他に質問等はないでしょうか。

それでは、本日の会議はこれまでとしたいと思います。

委員の皆さんにおかれましては、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

これにて、本日の議長を退任します。

【司会から事務連絡】

(10) 閉 会